○愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の管理運営に関する規則

平成18年6月18日

規則第110号

愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の管理運営に関する規則(平成18年愛荘町規則第80号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設条例(平成18年愛荘町条例第179号。 以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設(以下「駅 施設」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可)

- 第2条 条例第4条の規定に基づき駅施設を利用しようとする者は、利用日の7日前までに、 愛知川駅コミュニティ施設利用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その利用目的、内容等を検討し、適当と認めるものについては、愛知川駅コミュニティ施設利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(読替規定)

第3条 町長が条例第13条第1項の規定により、駅施設の管理に関する業務を指定管理者に 行わせる場合は、第2条および様式中「町長」とあり、ならびに「愛荘町長」とあるのは、 「指定管理者」とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が町長の承認を得て定める。 付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の管理運営に関する規則(平成18年愛荘町規則第80号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

愛知川駅コミュニティ施設利用許可申請書

年 月 日

愛荘町長

申請者住所氏名連絡先電話

下記のとおり愛知川駅コミュニティ施設を利用したいので、許可くださるよう申請します。

利	用	施	設	名									
利用目的および内容													
利	用		人	員	人 利用責任者氏名								
4 11	ш		₩u	間	年	月	日	時	分	カュ	5		
利	用	7	期		年	月	日	時	分	ま	で		
使	用	1	備	品									
使	用			料		円	減額	減額		円・		免除	
備				考									

様式第2号(第2条関係)

愛知川駅コミュニティ施設利用許可書

許可第号年月日

様

愛荘町長 印

年 月 日付けで申請のあった愛知川駅コミュニティ施設の利用について、下記のとおり許可します。

記

利	用	施	設	名									
利用目的および内容													
利	用		人	員	人利用責任者氏名								
利	用	:	期	間		年	月		目	時	分	から	
						年	月		日	時	分	まで	
使	用	,	備	品									
許	可		条	件									
備				考									